



# 参考資料

## 1 計画策定の経過

開催日	審議内容等
平成 28 年 5 月 24 日	第 1 回石巻市障害福祉推進委員会 第 3 次障害者計画の概要及び計画策定のスケジュールについて 障害者計画策定に係るアンケートについて
平成 28 年 6 月 15 日 ～6 月 30 日	障害者計画策定に係るアンケート調査実施 石巻市在住の身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健 福祉手帳所持者を対象 配布 2,000 件 回収 1,180 件 回収率 59.0%
平成 28 年 8 月 26 日	第 2 回石巻市障害福祉推進委員会 障害者福祉アンケート結果について（報告） 障害者施策の実施状況について（報告） 障害者を取り巻く現状と課題について
平成 28 年 10 月 14 日	第 3 回石巻市障害福祉推進委員会 既承認事項の一部変更について 障害者計画骨子案（素案骨子）について
平成 29 年 1 月 11 日	第 4 回石巻市障害福祉推進委員会 障害者計画（素案）について パブリックコメントについて
平成 29 年 2 月 15 日 ～3 月 6 日	パブリックコメント実施 意見 人（ 件）
平成 29 年 3 月中旬	第 5 回石巻市障害福祉推進委員会 パブリックコメント結果について 障害者計画（原案）について
平成 29 年 3 月	石巻市第 3 次障害者計画策定

## 2

# 障害福祉推進委員会設置要綱

○石巻市障害福祉推進委員会設置要綱

平成21年 5月20日告示第143号  
改正 平成22年 7月30日告示第172号  
平成24年 3月16日告示第60号  
平成25年 3月31日告示第110号

石巻市障害福祉推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画(以下これらを「計画」という。)の策定及び推進に当たり、広く市民の意見を聴取するため、石巻市障害福祉推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の進捗状況の把握及び計画の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、障害福祉の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 指定相談支援事業者
- (3) 障害者の権利擁護に関係する者
- (4) 障害児教育に関係する者
- (5) 福祉団体、障害者団体等に関係する者
- (6) 保健医療に関係する者
- (7) 地域の支援組織に所属する者
- (8) 障害福祉に関心を有する者で一般公募により選任されたもの
- (9) 就労支援に関係する者
- (10) 関係行政機関の職員
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(検討部会)

第7条 計画策定に関し、必要な調査及び検討を行うため、委員会に検討部会を置くことができる。

- 2 検討部会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行月日)

- 1 この告示は、平成21年5月20日から施行する。

(最初の会議の招集)

- 2 委員が委嘱された後、最初に招集すべき会議は、第6条第1項の規定にかかわらず市長が招集する。

(委員の任期の特例)

- 3 この告示により最初に委嘱された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、委嘱の日から平成23年3月31日までとする。

(石巻市地域福祉委員会設置要綱の一部改正)

- 4 石巻市地域福祉委員会設置要綱（平成19年石巻市告示第55号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成22年7月30日告示第172号）

この告示は、平成22年8月1日から施行する。

附 則（平成24年3月16日告示第60号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月31日告示第110号抄）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。（後略）

### 3 障害福祉推進委員会委員名簿

◎：会長 ○：副会長

番号	氏名	推薦機関・団体名	摘要
1	芳賀 信幸	石巻専修大学	◎
2	鈴木 徳和	社会福祉法人 石巻祥心会	
3	村上 仁	医療法人社団健育会	
4	菅原 桂子	社会福祉法人 夢みの里	
5	千葉 和宏	社会福祉法人 石巻市社会福祉協議会	
6	須田 幸子	宮城県立石巻支援学校	
7	小出 太	石巻市教育委員会	
8	井上 利枝	石巻市身体障害者福祉協会	H28. 8. 26 以降
9	及川ちゑ子	石巻市手をつなぐ親の会	
10	笠神 勝男	石巻市さくら福祉会	
11	高橋 博美	石巻重症心身障害児（者）を守る会	
12	佐藤 清壽	石巻市医師会	
13	林 久善	石巻市民生委員・児童委員協議会	○
14	加藤 久仁子	(公募委員)	
15	初貝 美佐	(公募委員)	
16	内海 公恵	石巻商工会議所	
17	佐々木 靖	石巻公共職業安定所	
18	櫻井 禎	宮城県東部保健福祉事務所	
※	馬場利一郎	石巻市身体障害者福祉協会	H28. 8. 25 まで

※任期：平成28年4月1日～平成30年3月31日

## 4 用語解説

---

### あ行

#### 一般就労 ( P. 38, 41, 63, 64 )

一般の企業などで雇用契約に基づいて就業したり、在宅就労したりすること。障害福祉サービス事業所などで就労する福祉的就労や、本格的な就労に向けた準備や訓練である中間的就労と対比して用いられる。

#### 意思疎通支援（コミュニケーション支援） ( P. 27, 38, 69, 70 )

障害のある人とない人の意思疎通を支援する手段として、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に手話通訳者や要約筆記者の派遣を行ったり、代読や代筆等の意思の伝達の支援を図ること。

#### 移動支援 ( P. 20, 38, 41, 56, 65, 66 )

屋外での移動が困難な障害のある人に対して、社会生活において必要な外出や余暇活動等の社会参加のための外出時の支援を行うこと。

#### NPO ( P. 21, 45 )

Non-Profit Organization の略で、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。このうち「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」のこと。

#### SPコード ( P. 70 )

専用の読取装置を当てると音声で文字情報を聞くことができる二次元コードのこと。

### か行

#### 基準該当事業所 ( P. 19 )

指定障害福祉サービス事業所（障害福祉サービス等を行う上で定められた基準を満たし、都道府県等が指定する事業所）ではなく、それよりも少しゆるやかな基準を満たし市町村が登録した事業所のこと。

### **キャップハンディ** ( P. 42, 43 )

「キャップハンディ」とは、「ハンディキャップ」(不利な条件)の前後を入れ替えてつくられた言葉で、「立場を入れ替えて考えよう」という気持ちがこめられた言葉である。「キャップハンディ体験」(ハンディキャップを持った人の状況を疑似体験することで、ハンディキャップのある人の置かれている状況や環境、障害に対する理解を深めてもらう活動)として使われることが多い。

### **共同生活援助(グループホーム)** ( P. 3, 19, 57, 58, 60, 61 )

障害のある人たちが、少人数で共同生活を営む住居で、主に夜間や休日に、世話人が相談や日常生活の手伝いをする。

### **居宅介護** ( P. 19, 56 )

ヘルパーが居宅において入浴、排泄等の身体介護と、食事の用意、部屋の掃除、洗濯等の家事援助等の介助をする。

### **計画相談支援** ( P. 19, 56 )

障害福祉サービス(居宅介護等)を利用する人に、サービス等利用計画(利用するためのプラン)などを作成し、サービス提供事業所との連絡・調整、モニタリング(見直し)を行う。

### **高次脳機能障害** ( P. 53, 54 )

交通事故などによる外傷性脳損傷や脳血管障害などにより脳に損傷を受け、失語、記憶障害、判断・遂行障害、認知障害などの後遺症が生じ、日常生活及び社会生活への適応に困難を有する障害とされている。

### **行動援護** ( P. 19, 56, 65, 66 )

障害の特性を理解したヘルパーにより、知的、精神障害のある人が行動する際に生じる危険を回避するための支援を行い、安心して外出・活動ができるよう手伝いをする。

### **合理的配慮** ( P. 10, 36, 41, 48, 49 )

障害のある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障害のある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のこと。障害者差別解消法では、国の機関や地方公共団体等は、合理的配慮の提供が義務化されている。

## さ行

### **災害時要援護者** ( P. 79 )

障害のある人や高齢者など、災害から自らの命を守るために安全な場所に避難したり、必要な情報を適確に把握したりする際に支援を必要とする人をいう。(同支援マニュアルにおける呼称)

### **施設入所支援** ( P. 19, 57 )

入所施設で、主として夜間や休日に、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行うこと。

### **児童発達支援(障害児通所支援)** ( P. 19, 59, 73 )

障害のある未就学の子どもに日常生活で体をうまく動かすための指導、知識技能の習得、集団生活に馴染むための訓練を行うこと。

### **児童発達支援センター** ( P. 59, 71 )

児童発達支援事業に加え、施設の有する専門機能を生かし、地域の障害のある子どもやその家族からの相談、障害のある子どもを預かる施設への援助・助言を併せて行うなど、地域の中核的な療育支援施設。

### **社会的障壁** ( P. 1, 4, 41, 48, 49, 70, 74 )

障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営むうえで障壁(バリア)となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

### **重度障害者等包括支援** ( P. 56 )

常に介護を必要とする重度障害のある人が生活するために必要なサービスを組み合わせて提供すること。

### **重度訪問介護** ( P. 3, 19, 56 )

ヘルパーが常に介護が必要な重度の肢体不自由者、知的・精神に障害のある人の家に行き、入浴、排泄、食事等の介護や、外出時の介護を行うこと。

### **就労移行支援** ( P. 19, 63, 64 )

障害のある人に対し、就職するための訓練・就職活動支援を行うこと。

就労を希望する65歳未満の障害のある人に、一般企業等に就職するために必要な知識や能力を一定期間、生産活動や職場体験等の機会を通じて訓練し、求職活動の支援、職場開拓、就職後の職場への定着に必要な相談や支援を行う。

### **就労継続支援（A型）** （ P. 19, 56, 63 ）

一般企業等で働くことが困難であるが、雇用契約に基づく就労が可能である障害のある人に、雇用契約を結び、就労の機会・生産活動の機会を提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練・支援を行うこと。

（対象者：就労移行支援を利用し一般就労に結びつかなかった者。企業等を離職した就労経験のある者 等）

### **就労継続支援（B型）** （ P. 19, 56, 63 ）

一般企業等で働くことが困難で、雇用契約に基づく就労が困難である障害のある人に、雇用契約を結ばず、就労の機会・生産活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練・支援を行うこと。

（対象者：就労経験があり年齢や体力面で就労が困難な者。就労移行支援の判断結果 等）

### **就労定着支援** （ P. 3, 35, 55, 64 ）

一般就職した障害のある人が、職場に定着できるように支援を行うこと。

就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うこと。（平成30年4月から新たに創設）

### **手話通訳者** （ P. 20, 50, 51, 69 ）

音声言語を手話に、手話を音声言語に変換して通訳する人のこと。

「手話通訳士」（厚生労働大臣認定資格）、「手話通訳者」（都道府県等認定、全国統一試験合格者）、「手話奉仕員」（市町村が実施する手話養成講座修了者）がある。

### **障害児相談支援** （ P. 19, 59 ）

障害児通所支援を利用する人に、障害児支援利用計画（利用するためのプラン）などを作成し、サービス提供事業所との連絡・調整、モニタリング（見直し）を行うこと。

### **障害者基本法** （ P. 1, 2, 5, 9, 10, 11, 36, 42, 46, 48, 76 ）

「障害者の権利に関する条約」に基づく、障害者の自立と社会参加の支援などのための施策に関して基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより障害者施策を総合的かつ計画的に進め、障害者福祉を増進することを目的とする法律。



### **障害者差別解消法** ( P. 1, 4, 9, 10, 36, 46, 48, 49 )

障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律で、障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止や社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止等が規定され、平成28年4月に施行された。

### **障害者雇用促進法** ( P. 1, 4, 9, 10, 36 )

障害のある人の雇用の促進等を図ることを目的とした法律で、事業主に対して、一定割合の障害のある人を雇用するように義務づけ、雇用分野における障害のある人に対する差別禁止等、障害のある人の職業の安定を図るために様々な規定を設けている。

### **障害者週間** ( P. 43 )

障害者基本法に定める、12月3日から9日までの一週間の名称。国民の間に広く障害者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的とする。

### **障害者自立支援法** ( P. 1, 2, 3, 55 )

障害者及び障害児の自立を支援する施策を定めた法律で、障害者基本法の基本理念にのっとり、障害者および障害児がその能力や適性に応じて自立した日常生活・社会生活を営むことができるように必要な支援を行なうことを目的とする。平成25年4月に障害者総合支援法に改正された。

→障害者総合支援法

### **障害者総合支援法** ( P. 1, 3, 5, 11, 20, 55 )

障害者及び障害児が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。

平成25年4月に障害者自立支援法から改正された。

→障害者自立支援法

### **自立訓練（機能訓練）** （ P. 19, 56 ）

身体に障害のある人を対象に、自立した日常生活を送るため、一定期間、身体機能・生活能力の維持・向上等のために必要な訓練を行うこと。

### **自立訓練（生活訓練）** （ P. 19, 56 ）

知的・精神に障害のある人を対象に、地域での生活に困らないように、一定期間、生活能力の維持・向上等のために自分の身の回りのこと（入浴・排せつ・食事等）ができるように必要な訓練を行うこと。

### **自立支援医療** （ P. 54 ）

心身の障害を除去・軽減するための医療を指定医療機関で受けた場合、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度（原則 1 割負担で、所得に応じて月額上限額が決められている。）

「更生医療」（対象：身体障害者手帳の交付を受けた 18 歳以上の人）、「育成医療」（対象：身体に障害のある子ども）、「精神通院医療」（対象：精神疾患のある人）、「療養介護医療」（対象：療養介護利用者の医療分）がある。

### **自立生活援助** （ P. 3, 55, 57 ）

入所施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する知的・精神に障害のある人等に対し、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定期間・定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等の適切な支援を行うこと。（平成 30 年 4 月から新たに創設）

### **身体障害者手帳** （ P. 8, 14, 22, 65 ）

身体に障害のある人が「身体障害者福祉法」に定める障害程度に該当すると認められた場合に都道府県知事等が交付する手帳。手帳の等級は重い方から 1 級～6 級に区分され、さらに障害種別により視覚、聴覚、音声言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、じん臓、ぼうこう、または直腸、小腸、免疫機能）に分けられる。

### **生活介護** （ P. 19, 56 ）

施設において、常に介護を必要とする重度の障害のある人に、昼間、入浴・排せつ及び食事等の介護、創作的活動や生産活動の機会を提供すること。

### **生活習慣病** （ P. 53, 54 ）

食事や不規則な生活などの生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている糖尿病や脳卒中、心臓病、脂質異常（高脂血症）、高血圧、肥満などの疾患の総称のこと。

## **精神障害者保健福祉手帳** ( P. 8, 17, 22, 65, 66 )

精神疾患がある人が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、精神障害のため長期にわたり日常生活や社会生活に制約のあると認められた場合に都道府県知事等が交付する手帳。手帳は2年ごとに更新が必要で、障害の程度により、重い方から1・2・3級がある。

## **成年後見制度** ( P. 4, 25, 41, 46, 47 )

知的障害、精神障害、認知症等によって物事を判断する能力が十分でない人の権利を守る援護者（成年後見人等）を選ぶことにより、法律的に支援する制度。

判断能力が不十分になる前に、将来に備えてあらかじめ契約により決めておく「任意後見制度」と、判断能力が不十分になってから家族等の申立てにより家庭裁判所が後見人を選任する「法定後見制度」がある。

「法定後見制度」は「後見」、「保佐」、「補助」の3種類に分かれる。

## **た行**

### **短期入所（ショートステイ）** ( P. 19 )

障害のある人を短期間、施設に入所（宿泊を伴う）して入浴・排せつ及び食事等の介護をすること。

自宅で介護している人の病気や、休養等を理由に利用することが多い。

### **地域移行支援** ( P. 19, 41, 61 )

障害者支援施設等に入所又は精神科病院に長期間入院をしている障害のある人が、退所・退院により地域での暮らしを始めるとき（地域生活への移行）、相談や居宅の確保などの支援をすること。

### **地域活動支援センター** ( P. 20, 56, 63 )

施設において、障害のある人に創作的活動・生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し自立した生活を支援すること。

### **地域自立支援協議会（石巻市女川町自立支援協議会）** ( P. 9, 21, 51, 57, 61 )

障害のある人等への支援の体制の整備を図るため、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害のある人等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う機関。

## **地域定着支援** ( P. 19, 61 )

緊急時の支援が見込むことができない、一人暮らしや家族と同居していても家族等からの支援が受けられない障害のある人に対して、常時の連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談等の必要な支援を行うこと。

## **同行援護** ( P. 19, 56, 65, 66 )

視覚障害により移動に著しい困難がある人に、移動に必要な情報の提供(代筆や代読を含む)、移動の援助を行うこと。

## **特別支援教育** ( P. 72, 73 )

子どもの可能性を最大限に伸ばすことを目指し、学校全体で支援します。通常の学級に在籍している障害のある子どもにも、障害に配慮し、指導内容・方法を工夫した学習活動を行います。また、特別支援教育コーディネーターと呼ばれる教員が、福祉機関などの関係機関との連絡・調整を行ったり、保護者からの相談を受けたりします。

# **な行**

## **日常生活自立支援事業(まもり一ぶ)** ( P. 46, 47 )

認知症高齢者・知的障害や精神障害のある人など、判断能力が低下している人が自立した地域生活を送れるように、福祉サービスの利用援助を行うことにより、その人の権利を擁護することを目的とした事業。

## **日常生活用具** ( P. 20, 56 )

障害のある人等の日常生活上の困難を改善・自立を支援し、社会参加を促進すると認められるものとして6種類に分類。これらを給付すること。

### ①介護・訓練支援用具

: 特殊寝台や特殊マットなどの障害のある人の身体介護を支援する用具。

### ②自立生活支援用具

: 入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置などの障害のある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具。

### ③在宅療養等支援用具

: 電気式たん吸引器や盲人用体温計などの障害のある人の在宅療養などを支援する用具。

### ④情報・意思疎通支援用具

: 点字器や人工喉頭などの障害のある人の情報収集、情報伝達や意思疎通などを支援する用具。

⑤排せつ管理支援用具

：ストマ用装具などの障害のある人の排せつ管理を支援する衛生用品。

⑥居宅生活動作補助用具

：障害のある人の居宅生活動作などを円滑にするための住宅改修など。

**日中一時支援** ( P. 20, 56 )

見守り等の支援が必要な障害のある人等の日中の活動の場を確保し、障害のある人等の家族の就労支援や障害のある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図る。

**ノーマライゼーション** ( P. 1, 36, 60, 74 )

障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。

## は行

**発達障害** ( P. 1, 11, 33, 42, 55, 71 )

自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害や学習障害、注意欠陥多動性障害など、脳機能の発達に関係する障害。発達障害のある子どもは、他人との関係づくりやコミュニケーションなどが苦手だが、優れた能力が発揮されている場合もあり、周りから見てアンバランスな様子が理解されにくいとされる。

**パブリックコメント** ( P. 8 )

行政機関が法規や計画などを定めるときに、一定の期間を定め、その間に広く市民に意見を求める手続きのこと。

**バリアフリー** ( P. 11, 27, 41, 67, 74, 75 )

障害のある人が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、床の段差を解消したり、手すりの設置など物理的な障壁の除去を指すことが多い。近年では、より広くすべての人の社会参加を困難にしている物理的・社会的・制度的・心理的などすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

**避難行動要支援者** ( P. 29, 78, 79 )

災害等により避難が必要となった場合に、自力での避難が困難で、避難にあたって特に支援を要する人をいう。

## **福祉的就労** ( P. 62, 63 )

障害等の理由により一般企業等で働くことが困難な障害のある人に対し、障害福祉サービスとして就労すること。(対象となるサービスは、就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)等)。

## **ヘルプカード** ( P. 70 )

『援助を必要とする障害のある人』が携帯し、災害時や発病時等の緊急時だけでなく、日常的にも手助けがほしい時に必要な支援や配慮を周囲の人にお問い合わせするために携帯できるカードとして作成。意思疎通のひとつのツール。

## **保育所等訪問支援(障害児通所支援)** ( P. 19, 59 )

障害児施設で障害のある子どもに対する指導経験がある児童指導員等の専門職が、障害のある子どもが集団生活をしている施設(保育所等)を訪問し、その施設(保育所等)で障害のある子ども以外の子どもとの集団生活への適応等について、専門的な立場から支援などを行うこと。

## **放課後等デイサービス(障害児通所支援)** ( P. 19, 59, 73 )

学校に通う障害のある子どもに、放課後や夏休みなどの長期休暇中、生活能力向上のために必要な訓練などを継続的に提供する。

自立を促進するとともに、放課後等の居場所作りともなっている。

## **補装具** ( P. 56 )

障害のある人等の身体機能を補完・代替し、その身体への適合を図るよう制作されたもので、装着することにより日常生活・就労・就学等の為に、長期間に渡り継続して使用されるもの。(使用には医学的根拠が求められる。)義肢、装具、電動車いす等がある。

## **や行**

## **ユニバーサルデザイン** ( P. 39, 41, 74 )

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

## **要約筆記者** ( P. 20, 69 )

聴覚障害のある人に話の内容をその場で手書きやパソコン入力により、文字にして伝える筆記通訳者のこと。話すスピードが書く（入力する）スピードを上回り、すべてを文字化することはできないため、話の内容を要約して筆記する。

「要約筆記者」（都道府県認定、全国統一試験合格者）と、「要約筆記奉仕員」（都道府県が実施する養成課程修了者）がある。

## **ら行**

## **ライフステージ** ( P. 11, 37, 54 )

人間の人生を段階区分したもの。幼少年期、青年期、壮年期、老年期などに分けた段階。

## **療育手帳** ( P. 8, 16, 22, 65 )

児童相談所、または知的障害者更生相談所において、知的障害があると判定された人に対して都道府県知事等が交付する手帳。手帳を取得することで各種のサービスが受けやすくなる。障害の程度は、重い方からA判定、B判定と記載される。地域によっては、手帳の名称や障害程度の区分が異なる。

## **療養介護** ( P. 54 )

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする人に対して、主として昼間において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下、介護及び日常生活の支援を行うこと。

療養介護のうち、医療に係るものは療養介護医療として提供する。

このサービスは、医療機関において医療的ケアと福祉サービスを併せて提供する。

## **レスパイト** ( P. 57 )

一時的中断、息抜きの意味。障害のある人等を一時的に預かることにより、介護者の心身のリフレッシュを図り、介護疲れを防ぐ。

## 石巻市第3次障害者計画

発行 者：石巻市

編 集：福祉部障害福祉課

発行年月：平成 29 年 3 月

〒986-8501 石巻市穀町14番1号

電 話：0225-95-1111 FAX：0225-22-6610

Eメール：ishandwelf@city.ishinomaki.lg.jp

市ホームページ：http://www.city.ishinomaki.lg.jp/